

(別表)

資金の種類		貸付対象	概要	貸付額	利率・保証人
総合支援資金	生活支援費	低所得世帯	生活再建までの間(原則3か月以内)に必要な生活費の貸付	○単身世帯 月額15万円以内 ○複数世帯 月額20万円以内	保証人有:無利子 保証人無:年1.5%
	住宅入居費	低所得世帯	敷金礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付	40万円以内	
	一時生活再建費	低所得世帯	生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用(公共料金滞納、技能習得の費用、転居費等)の貸付	60万円以内	
福祉資金	福祉費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	生業費、技能習得費、住宅の増改築、療養費等、一時的に必要なと見込まれる費用の貸付	580万円以内 (ただし、資金目的に応じた貸付目安額が要領で設定されている)	保証人有:無利子 保証人無:年1.5%
	緊急小口資金	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費の貸付	10万円以内	無利子 (保証人不要)
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	高等学校、大学、高等専門学校等に就学するために必要な費用の貸付	○高等学校等 月額3万5千円以内 ○高等専門学校 月額6万円以内 ○短期大学 月額6万円以内 ○大学 月額6万5千円以内	無利子 (連帯保証人については、連帯借受人がない場合等に必要)
	就学支度費	低所得世帯	高等学校、大学、高等専門学校等に入学するために必要な費用の貸付	50万円以内	教育支援費と同様
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	(市町村民税非課税程度の) 高齢者世帯	一定の居住用不動産を有し、将来に渡りその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯(構成員が原則として65歳以上)に対し、当該不動産を担保とした生活費の貸付を行うもの	不動産評価額(土地のみの評価額)の7割を標準として、県社協が定めた額(1月当たりの上限は30万円以内。)	年3%又は、当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方。 連帯保証人については、要保護世帯向けのみ不要。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	(要保護状態にある) 高齢者世帯	一定の居住用不動産を有し、将来に渡りその住居に住み続けることを希望する要保護状態にある高齢者世帯(借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上)に対し当該不動産を担保とし生活費の貸付を行うもの	不動産評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として、県社協が定めた額(1月当たりの上限は保護の実施機関が定めた基本額の範囲内で県社協が定めた額)。	